

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年3月29日

徳島市監査委員 尾田正則
同 藤原晃
同 須見矩明
同 井上武

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

教育委員会 総務課、学校教育課、青少年育成補導センター、社会教育課、徳島城博物館、市史編さん室、体育保健給食課、教育研究所、幼稚園、小学校、中学校、徳島市立高等学校

2 対象期間等

令和5年4月1日から令和5年12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和6年1月18日から令和6年3月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

教育委員会における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
総務課							
学校教育課			1				1
青少年育成補導センター		1					1
社会教育課（徳島城博物館、市史編さん室含む）		1			1		2
体育保健給食課							
教育研究所		1	1				2
幼稚園、小学校、中学校							
徳島市立高等学校	1						1
合 計	1	3	2		1		7

○学校教育課

契約事務

1 予算執行伺書兼支出負担行為書の決裁権者が誤っているものがあった。

- ・人権教育副読本の購入

支出負担行為額:2,705,820円

同副読本については、定価も決まっており、販売書店も1店しかないことから、予算執行伺書兼支出負担行為書で予算を執行することは認められるものである。

しかしながら、当該予算の執行について課長専決しているが、課長専決できるのは、購入契約の締結であって、100万円を超え300万円以下の消耗品費の予算の執行は「教育次長」決裁とすべきである。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○青少年育成補導センター

支出事務

1 支出負担行為として整理する時期が誤っているものがあった。

- ・青少年補導員報酬

同報酬を支給する期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの12か月であるにも関わらず、支出負担行為として整理した日が令和5年8月8日になっていた。

- ・徳島県青少年補導センター連絡協議会負担金

同負担金の納付依頼が令和5年5月18日であるにも関わらず、支出負担行為として整理した日が令和5年5月15日になっていた。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○社会教育課（徳島城博物館、市史編さん室含む）

支出事務

1 物品購入決裁書について、決裁権者が誤っているものがあった。

- ・特別展図録の印刷製本

8月23日に契約した図録の印刷について、11月14日に増刷のため図録作成時の業者と同じ単価及び仕様で契約したもの。

印刷製本の契約であるため、「教育委員会総務課長」を購入契約締結の決裁権者とすべきところ、「社会教育課長」の決裁となっていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

手当・その他

2 切手・はがきの受払簿の管理が適正に行われていないものがあった。

令和6年1月23日時点で、徳島城博物館の切手、はがき及びレターパックの受払簿と現物を照合したところ、160円切手について、受払簿で110枚であったのに対し、現物は0枚であった。これは、受払簿を更新する際に、前年度繰越の数値を0枚と記載すべきところ、誤って110枚と記載したものであった。

切手・はがきは、換金性の高い金券であることから適正な管理に努められたい。

○教育研究所

支出事務

1 決裁権者が誤っているものがあった。

- ・小学校外国語指導助手に係る謝金（報償費）

支出負担行為額：410,000円（9月1日に370,000円から増額）

- ・令和5年度小学校外国語教育サポーター派遣事業の報償費

支出負担行為額：前期分330,000円、後期分380,000円

報償費について、1件30万円を超え50万円以下の支出は、「教育次長」決裁とすべきところ、「課長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

契約事務

2 決裁権者が誤っているものがあった。

- ・中学校校内サーバ機器等の賃借料

契約期間：令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

令和5年度支出負担行為額：13,978,800円

- ・中学校コンピュータ教室機器の賃借料

契約期間：令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

令和5年度支出負担行為額：32,049,600円

- ・中学校授業支援用プロジェクタの賃借料

契約期間：令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

令和5年度支出負担行為額：14,559,600円

全て長期継続契約であるが、長期継続契約の2年目以降における、使用料及び賃借料の決裁区分は「定例的なもの」と扱うため、当該年度の支出負担行為額500万円を超えるものは「副市長」決裁とすべきところ、「課長」決裁としていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○徳島市立高等学校

収入事務

1 使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。

- ・ガス圧力調整器等の設置による施設使用料

許可日：令和5年2月28日

使用期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

- ・電柱、支線の設置による施設使用料

許可日：令和3年7月13日

使用期間：令和3年9月13日から令和8年3月31日まで

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用に係る年度の初日前に使用の許可をしたとき及び行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において、使用の開始後1月以内に使用料を徴収すると定められているが、令和5年度の使用料について、令和5年5月8日を納入期限としていた。

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に従い、当年度の使用開始日である令和5年4月1日から1月以内を納入の期限とすべきである。